

必要に応じて**休暇**をとみましょう 認められている休暇は多数あります

長崎県の条例で定められている休暇は、一番よく使われている「年次休暇」以外に、「病気休暇」「公傷休暇」「療養休暇」「生理休暇」「介護休暇」「特別休暇」があります。今回は「病気休暇」と「特別休暇」（全部で26の特別休暇が認められています）の一部について解説します。「忙しくて休めない」という声をよく聞きますが、県教委も「休暇を取りやすい職場環境づくり」を唱えています。休暇制度を積極的に活用しましょう。

【病気休暇（病休）】

「公傷休暇」と「療養休暇」の対象になる場合以外の病気やケガ全般でとることができます。

《休暇の単位》

1日単位でとります。ただし、慢性腎疾患で人工透析をうける場合は、1時間単位でとることができます。

《休暇の期間》

同一の病気で90日までとることができます。ただし、脳血管疾患・呼吸器系疾患・腎臓疾患・精神疾患や政府が難病に指定している110疾患の場合は特定疾患として180日までとれます。

病休から復帰後90日（特定疾患は180日）を超えれば、新たに90日（特定疾患は180日）の病休がとれます。

※病休が1ヶ月以上の場合は代替職員が配置されます。

※休日をはさんだ場合は、休日も病休の期間にカウントされます。

《手続き》

「病気休暇願」を提出します。6日以内の場合は診断書は不要です。また、電話で連絡し、後日「休暇願」を出すことも可能です。

《賃金との関係》

条例に定められた休暇は、「(長期)介護休暇」以外はすべて有給休暇ですから、月々の給与には影響しません。「病休をとると給料に影響する」という人がいますが、影響が出るのは、ボーナスの基準日である6月1日、12月1日以前の6ヶ月で、病休の日数(週休日は含まない)が30日を超えた場合だけです。



【特別休暇】

○夏季休暇

今年度から、6月1日から9月30日(校長が認めれば10月末)までの間に、5日とることができるようになりました。1日ずつの分割でもとれます。

「休暇願」の「事由」の内容としては、人事委員会規則に「盆等の諸行事」「心身の健康の維持」「家庭生活の充実」と列挙してありますから、「帰省」「休養」などでかまいません。

○結婚休暇

7日とることができます。ただし、間に土日など休日をはさんだ場合は、その休日も7日の中に入ります。分割してとることもできます。

結婚後どれくらいの期間まで認められるかは定められていません。県教委は「常識的な範囲内」としており、6ヶ月後までは認められています。それまでにとれない状況があった場合、それを説明して、校長が事情を認めれば取得可能です。

○産前休暇・産後休暇

産前は予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前からとることができます。産前の場合は本人の請求する期間となっていますから、自分でいつから産休に入るかを決めます。産後はだれでも8週間の休暇をとることになっています。

手続きは、いずれも「特別休暇願」に医師又は助産師の証明書を添付します。

○出産補助休暇・育児参加休暇

いずれも、男性職員が妻(届を出していない事実婚も含む)の出産にかかわってとることができる休暇です。

出産補助休暇は、出産の際に、子どもや妻の世話や介護等の理由で3日の範囲で、時間単位や1日単位で取得できます。

育児参加のための休暇は、妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産後8週間の期間で、上の子(小学校就学前)の世話や生まれた子の世話のために5日の範囲で、時間単位や1日単位で取得できます。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。